

第3次調布市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編:平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)

【概要版】

登録番号(刊行物番号)
2015-255



調布市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第20条の3の規定に基づき、調布市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減等について定めた計画です。調布市では、平成27(2015)年度で第2次計画の期間が終了することから、引き続き温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、本計画は、第3次計画として策定するものです。

計画の対象

調布市役所の事務事業
調布市役所を構成する組織が管理している施設・車両が対象

計画期間

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度
※基準年度 平成26(2014)年度

対象となる温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)

削減目標

平成26(2014)年度の総排出量 14,859 t-CO₂を基準として、平成32(2020)年度までに総排出量 3.2%(470 t-CO₂)以上削減かつ「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上の低減」を目指します。

目標算出根拠

- ◇ 調布市役所全体の目標値については、省エネ法において特定事業者として指定されている市長部局・教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場等として指定されている文化会館たづくりについて、「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上の低減」達成が可能となる削減量を算出し、その削減量の合計とした。
- ◇ 市長部局、教育委員会及び文化会館たづくりについて、それぞれ「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上の低減」を目指す。
- ◇ 東京都環境確保条例の総量削減義務制度の対象施設(文化会館たづくり・市庁舎・グリーンホール・総合福祉センター・調布南自転車駐車場・調布南オートバイ駐車場)において、温室効果ガス排出量の削減義務の達成を目指す。

省エネ設備改修等に関する取組

調布市役所全体については、目標削減量 470 t-CO₂ に対し、省エネ設備改修等によるCO₂削減量は、759 t-CO₂と想定しています。

特定事業者として指定されている市長部局、第二種エネルギー管理指定工場等として指定されている文化会館たづくりについては、省エネ法の「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上の低減」目標の達成を見込んでいます。

一方、教育委員会については、継続して新たな省エネ設備改修や省エネ行動等について追加検討することで、取組の見直しを図り、目標達成を目指します。

改修の実施については、目標値の達成状況、関連計画との整合、調布市の財政状況などを踏まえ、調整していきます。

施設	省エネ設備改修等	施工年度	想定削減量 t-CO ₂ /年	目標削減量 t-CO ₂ /年
総合福祉センター	空調設備の交換	H27～28	253	
グリーンホール	空調動力(ポンプ)のインバータ化	H27	13	
ちょうふの里	空調設備の交換	H26	117	
市長部局	計	—	383	95
文化会館 たづくり	LED 誘導灯の導入	H27	32	
	氷蓄熱1次冷水ポンプのインバータ化	H27	14	
	アトリウム樹木のフェイク化	H27	40	
	LED 照明の導入	～H31	39	
	ボイラー制御盤更新	～H31	43	
文化会館たづくり	計	—	168	147
公立小中学校	LED 照明の導入	H26～31	81	
	体育館照明 LED 化 (第三小)	H27	6	
	体育館照明 LED 化 (上ノ原小)	H28	6	
	体育館照明 LED 化 (緑ヶ丘小)	H28	6	
	体育館照明 LED 化 (神代中)	H29	11	
	体育館照明 LED 化 (第三中第2体育館)	H29	10	
	体育館照明 LED 化 (深大寺小)	H30	6	
	体育館照明 LED 化 (石原小)	H30	7	
	体育館照明 LED 化 (若葉小)	H30	6	
	体育館照明 LED 化 (多摩川小)	H30	6	
	体育館照明 LED 化 (北ノ台小)	H31	6	
	体育館照明 LED 化 (国領小)	H31	11	
	体育館照明 LED 化 (布田小)	H31	11	
	体育館照明 LED 化 (第六中)	H31	8	
	太陽光発電システム導入 (第五中)	H28～29	4	
	キュービクルの更新 (第一小, 第二小, 滝坂小, 深大寺小, 北ノ台小, 布田小, 第六中, 調布中, 第三中, 第七中, 神代中, 第五中, 第八中)	H27～30	3	
図書館	LED 照明の導入 (国領分館)	H27	4	
	LED 照明の導入 (宮の下分館)	H27	4	
	LED 照明導入 (神代分館)	H27	4	
	LED 照明導入 (富士見分館)	H29	4	
公民館	LED 照明の導入 (東部公民館)	H27	4	
教育委員会	計	—	208	228
合計 (調布市役所全体)		—	759	470

施設の新築・改修等による環境配慮

- (1) 公共施設等の新築，改修等の際には，省エネ型設備（LED 照明や省エネタイプの空調，環境性能の高い学校給食調理機器等）の導入を行う。
- (2) 公共施設等の新築，改修等の際には，温室効果ガスの排出量の低減に資する素材（再生された素材・再生可能な素材）を出来る限り選択する。
- (3) 再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- (4) トップライトの採用，自然光が入りやすい部屋割り，窓の配置等は自然光に配慮して照明器具を配置するなど自然光を取り入れる工夫をする。
- (5) 敷地内緑化とともに，適正な緑地の維持管理など，施設の緑化に努める。
- (6) 外壁，屋上の改修時等には，断熱性能を向上させるよう努める。 など

施設管理等での取組

(1) 施設の保守・管理に関する取組

- ① 熱源設備
 - ・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケールを除去する。
 - ・ 冷却塔の充てん剤を清掃する。
- ② 空調設備
 - ・ 温湿度センサー，コイル，フィルター等の清掃を実施する。
- ③ 照明設備
 - ・ 照明器具の定期的な保守及び点検を実施する。
- ④ 省エネ法対応
 - ・ 管理標準等に従い設備の適切な運用を行い，施設の省エネ化を推進する。

(2) 施設の設備機器の運用改善に関する取組

- ① 熱源設備
 - ・ 冷温水出口温度の適正化を図る。
 - ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化を図る。
 - ・ 燃焼設備の空気比の適正化を図る。 など
- ② 空調設備
 - ・ ウォーミングアップ時の外気取入を停止する。
 - ・ 空調機設備，熱源機の起動時刻の適正化を図る。
 - ・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失を防止する。 など
- ③ 給排水設備等
 - ・ 給排水ポンプの流量，圧力の適正化を図る。
- ④ 受変電設備
 - ・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断等により力率改善を図る。 など

※環境省 HP:温室効果ガス排出抑制等指針 業務部門指針などを参考に作成



職員共通の取組(省エネ行動)

(1) 日常業務に関する取組

- ① 昼休み、就業後において事務所等の不要な照明の消灯を徹底する。
- ② 廊下等の照明は支障のない範囲で間引き消灯する。
- ③ 自動販売機の設置は、台数の削減、省エネ型機器への変更及び通電時間の見直しをする。また可能な限り照明を消灯する。
- ④ クールビズ、ウォームビズを励行する。
- ⑤ 冷暖房時の温度管理を徹底する。(冷房時28℃、暖房時20℃を目安)
- ⑥ 照明器具の保守点検、定期的な清掃に努める。
- ⑦ 業務に支障がない範囲で公用車の使用を控え、自転車や公共交通機関を利用する。 など

(2) その他の温室効果ガスの削減に資する取組

- ① 物品等の購入・使用は環境にやさしい製品や使用後にリサイクル可能な製品を選択するよう努める。
- ② 公用車の更新又は新規購入に当たっては、低燃費・低公害車の導入を図る。
- ③ フロン排出抑制法に規定される第一種特定製品を所管する課は、フロンの漏えいを防止するため、同法に基づく定期点検を実施し、異常を認めたときは速やかに修理を行う。 など

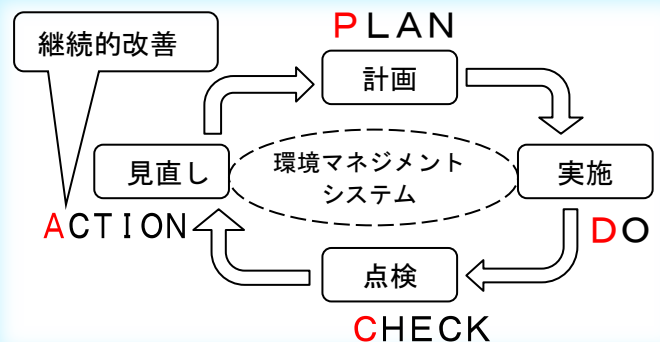
進行管理

(1) 推進体制

- ① 調布市環境マネジメントシステムに基づく組織を活用し、進行管理を実施する。
 - ② 省エネ設備改修等に関する取組に掲げる事項については、調布市環境調整協議会及び同会を構成する部会の一つである地球温暖化対策推進部会において進行管理を実施する。
- ※「省エネ設備改修等に係る計画」は、技術動向や財政状況等を勘案し、適宜見直しを図る。

(2) 点検・評価結果の公表

- ① 温室効果ガス排出量や取組内容については、PDCA サイクルを踏まえ、点検・評価を行い、継続的な改善につなげる。
- ② 点検・評価結果については、毎年度1回、市報や市ホームページ等を通じ、情報発信に努める。



第3次調布市地球温暖化対策実行計画【概要版】

(事務事業編：平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)

発行日 平成28年3月

発行 調布市環境部環境政策課